

広島市民病院及び舟入市民病院における
広島市立病院機構医療情報システム
(手術・重症・救急部門システム Windows10 対応)
技 術 仕 様 書

地方独立行政法人 広島市立病院機構

1 調達物品の背景及び目的

広島市民病院において現在稼働している手術部門患者情報システム、重症部門（ICU）患者情報システム及び重症部門（NICU）患者情報システム並びに広島市民病院と舟入市民病院において現在稼働している救急部門トリアージ記録システム（以下「本システム」という。）は、平成27年度に行った電子カルテシステムを中心とした広島市立病院機構医療情報システムの更新（舟入市民病院においては導入）時に部門システムとして更新（導入）を行ったものである。

電子カルテシステムは、令和4年度中においてサーバや端末のハードウェア等（OSやシステムのWindows10対応を含む）を更新することとしている。

本システムにおいても、現状はWindows7 端末のみで動作が可能であるが、Windows7 端末は既に販売終了しており新規調達できないこと、及び修理用部品の枯渇により修理不可となることから、本システムがWindows10 端末で動作するよう更新を行う。

2 調達物品名及び構成内容

- (1) 【広島市民病院】手術部門患者情報システム 一式
(構成内容)
- ア 手術部門患者情報システム <ハードウェア/サーバ>
 - イ 手術部門患者情報システム <ハードウェア/端末>
 - ウ 手術部門患者情報システム <ハードウェア/周辺機器等>
 - エ 手術部門患者情報システム <ハードウェア/端末用周辺機器等>
 - オ 手術部門患者情報システム <ソフトウェア>
 - カ 手術部門患者情報システム <その他>
- (2) 【広島市民病院】重症部門（ICU）患者情報システム 一式
(構成内容)
- ア 重症部門（ICU）患者情報システム <ハードウェア/サーバ>
 - イ 重症部門（ICU）患者情報システム <ハードウェア/端末>
 - ウ 重症部門（ICU）患者情報システム <ハードウェア/端末用周辺機器等>
 - エ 重症部門（ICU）患者情報システム <ソフトウェア>
 - オ 重症部門（ICU）患者情報システム <その他>
- (3) 【広島市民病院】重症部門（NICU）患者情報システム 一式
(構成内容)
- ア 重症部門（NICU）患者情報システム <ハードウェア/サーバ>
 - イ 重症部門（NICU）患者情報システム <ハードウェア/端末>
 - ウ 重症部門（NICU）患者情報システム <ソフトウェア>

エ 重症部門（NICU）患者情報システム <その他>

- (4) 【広島市民病院】救急部門トリアージ記録システム 一式
(構成内容)

ア 救急部門トリアージ記録システム <ハードウェア/サーバ>

イ 救急部門トリアージ記録システム <ソフトウェア>

- (5) 【舟入市民病院】救急部門トリアージ記録システム 一式
(構成内容)

ア 救急部門トリアージ記録システム <ハードウェア/サーバ>

イ 救急部門トリアージ記録システム <ソフトウェア>

3 技術的要件の概要

- (1) 本調達物件に係る性能、機能および技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は、別紙のとおりである。
- (2) 技術的要件は、全て必須の要求要件である。
- (3) 必須の要求要件は、必要とする最低限の要求要件を示しており、入札機器の性能等がこれを満たしていないとの判断がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- (4) 入札機器の性能等が技術的要求を満たしているか否かの判定は、広島市立病院機構本部事務局財務課において、本調達物件に係る技術仕様書に対する提案やその他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。
- (5) 入札機器の構成においては、全て新品であること。引き上げ品等使用している場合は入札決定の対象から除外する。

4 その他

- (1) 仕様に関する留意事項
 - ア 入札機器のうち医療用具に関しては、入札時点で「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）」に定められている製造の承認を得ている機器であること。
 - イ 本調達物件は、入札時点で製品化されていることを原則とする。但し、入札時に製品化されていない機器で応札する場合は、技術的要件を満たすことが可能な旨の説明書、開発計画書、納期に間に合うことの根拠を十分に説明できる資料および確約書等を提出すること。
- (2) 提案に関する留意事項
 - ア 提案に際しては、提案された装置が本仕様書の要求要件をどの程度満たすか、ある

いはどのように実現するかを要求要件ごとに具体的に、かつ分かり易く、記載すること。従って、本仕様書の技術的要件に対して、単に「はい、できます。」「はい、提案します。」といった回答の提案書のため、評価が不可能である場合は提案書としてみなさず不合格とする。

イ 提出資料等に関する照会先を明記すること。

ウ 提出された内容について、ヒアリングを行う場合があり、ヒアリングについて打診を受けた場合は、必ず対応すること。